

月 報 は さ ま

迫 公 共 職 業 安 定 所

登米市迫町佐沼字内町42-10

TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579

民間企業の障害者雇用率は、2.01%に！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、1人以上の障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めています。平成25年4月1日に法定雇用率が2.0%に改定されてからの民間企業の障害者雇用率は下記のとおりです。雇用率未達成企業の障害者雇用の促進をお願いします。

民間企業における障害者の雇用状況（平成26年6月1日現在）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者知的障害者精神障害者	D 重度以外の身体障害者知的障害者精神障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		
迫所	42社	6,654.0人	30人	5人	56人	26人	134.0人	2.01	57.1%
宮城県	1,364社	264,773.0人	1,045人	94人	2,253人	319人	4,596.5人	1.74	45.7%
全国	86,648社	23,650,463.5人	103,320人	12,360人	195,279人	33,893人	431,225.5人	1.82	44.7%

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。

職業紹介関係取扱状況 [12月内容]

	10月	11月	12月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	502人	364人	313人	▲ 14.0	▲ 11.3
有効求職者数	1,765人	1,640人	1,492人	▲ 9.0	▲ 7.6
新規求人数	497人	478人	456人	▲ 4.6	12.0
月間有効求人数	1,478人	1,320人	1,259人	▲ 4.6	▲ 5.4
有効求人倍率	0.84倍	0.80倍	0.84倍	0.04 P	0.02 P
紹介件数	695件	548件	523件	▲ 4.6	3.4
就職件数	248件	194件	184件	▲ 5.2	▲ 11.5
基本手当受給者実人員	357人	343人	346人	0.9	▲ 19.0
基本手当支給額	42,142千円	35,697千円	36,899千円	3.4	▲ 31.4

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で14.0%、前年同月比で11.3%減少した。有効求職者数は前月比で9.0%、前年同月比では7.6%減少した。

新規求人数は前月比で4.6%減少したが、前年同月比では12.0%増加した。月間有効求人数は前月比で4.6%前年同月比では5.4%減少した。

有効求人倍率は0.84倍で、前月比で0.04ポイント、前年同月比で0.02ポイント増加した。また、宮城県は1.35倍、全国は1.15倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で0.9%増加したが、前年同月比では19.0%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

(求人倍率: 求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)

